

阿南工業高等専門学校取引金融機関選定委員会規則

(平成15年10月29日)

(規則第3号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）に阿南工業高等専門学校取引金融機関選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、本校が取引きを行う金融機関の選定について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (4) 専攻科長
- (5) 事務部長
- (6) 総務課長及び学生課長
- (7) 校長が指名する者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長が指名する委員が代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務処理)

第6条 委員会に関する事務は、総務課が処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年10月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月2日から施行し、平成22年4月1日から適用する。